

## 景観形成基準チェックシート

### ■津屋崎千軒区域（景観重点区域）

※該当する項目すべてに確認（チェック）をしてください。

項目		景観形成基準	確認	
建築物	屋根	素材・形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統的な屋根景観を維持するため、勾配屋根（切妻、入母屋、寄棟など）を採用する</li> <li>・勾配は3寸（約17度）以上が望ましい</li> <li>・通りに対して平入りの勾配屋根を基調とし、勾配や大きさ、材料を出来る限りそろえる</li> <li>・屋根の材料は和瓦を基本とする</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和瓦、平板瓦、銅板等を用いるときは、原則として素材色とする</li> <li>・その他の場合は、すべての色相において、色彩基準<sup>(※1)</sup>に基づくものとする</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	外観	素材・形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3階建て以上とする場合は、3階以上の壁面を通りから後退させるなどにより、歩行者から見えにくくなるよう配慮する</li> <li>・漆喰、板張、木製格子などの伝統的な意匠か、もしくはこれと調和したものとする</li> <li>・木製格子や虫籠窓を設置する場合は、津屋崎の伝統的な様式とする</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然素材にみられる黄赤、黄、無彩色系の色相で、色彩基準<sup>(※1)</sup>に基づくものとする</li> <li>・ただし自然系素材（漆喰、板張、土壁等）を用いる場合にはこの限りでない</li> <li>・木製建具を基本とし、それ以外とする場合は黒、茶系統の色彩とする</li> <li>・それ以外の色彩を用いる場合は、壁面と同様の色相を用いる</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2階建てを基本とする</li> <li>・高さは12mを超えないこと</li> <li>・商業地域にあっては15mを超えないこと（都市計画法に基づく高度地区）</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の建物と軒、窓、扉の高さを揃えるなどにより、まちなみの連続性に配慮する</li> <li>・隣接地と相互に協力し、隣棟間隔を保つ</li> <li>・通りに面する壁の位置は、周囲より大幅に突出、または後退させないようにする</li> <li>・伝統的な地割を生かして建築する</li> <li>・スアイ（幅1mほどの生活道）を意識して建築する</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場は、通りに面する場所は避けて裏通りに設置する</li> <li>・困難な場合は塀や生け垣を設ける</li> <li>・庭木や花などで緑化に努める</li> <li>・通りに面した場所にエアコンの室外機を置く場合は、室外機カバーなどを設置するなどして景観に配慮する</li> <li>・トコ・バンコの設置等により、津屋崎千軒らしさの演出に配慮する</li> </ul>	<input type="checkbox"/>		
工作物	塔状工作物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的雰囲気との調和に配慮した形態および色相とし、色彩基準<sup>(※1)</sup>に基づくものとする</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	壁状工作物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やむを得ず建築物を道路から大きく後退させる場合は、まちなみの連続性に配慮し、できる限り壁面のようにデザインされた門、塀、植栽等を設ける</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	その他工作物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サインやマップを設置するときは、落ち着いた色にする</li> <li>・また、書体は明朝体系の採用等により、まちなみになじむものにする</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	自動販売機	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動販売機や回収箱を設置するときは、まちなみになじむ落ち着いた色を使うよう努めるものとする</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
屋外における物件の堆積		<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りに面した所には、できる限り不要なものやごみ箱などを置かない</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	

※1 下表を参照・遵守のうえ、確認（チェック）を付けること。

※2 公共空間とは、国道、県道および市道、もしくは市が新たに指定する市道をいう。

### ■色彩基準

種別	色相	明度	彩度	注記	確認
外壁	Y R・Y・N	7以下	3以下	自然系素材（漆喰、板張、土壁、和瓦等）を用いる場合にはこの限りでない。	<input type="checkbox"/>
	G Y・G・B G・B・P B・P・R P・R	認めない			<input type="checkbox"/>
屋根・工作物	無彩色または明度2.5～5.5以下、彩度0.5以下				<input type="checkbox"/>